

## 福山市ヤングケアラー実態調査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ヤングケアラーを早期に把握し必要な支援につなげるとともに、支援策の推進等を含めた今後の対応に活用することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、ヤングケアラーとは、子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第二条第七項に規定される「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども」とする。

### (実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、福山市（以下「市」という。）とする。ただし、事業を適切に実施することができるのと認められる第三者へ、事業の全部又は一部を委託することができるものとする。委託する事業内容等については、別に定める。

### (事業の内容)

第4条 本事業の事業内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 対象者に対し、アンケート調査を実施する。
- (2) 前項の調査結果をについて集計、分析を行い、ヤングケアラーと認められる対象者を把握する。
- (3) ヤングケアラーと認められる対象者に対し、関係機関と連携し活用可能な制度・事業の利用勧奨を行う等必要な支援につなぐ。
- (4) 前項の対応の結果等を評価し、ヤングケアラーの支援に必要な地域の社会資源等の見直しや関係機関との連携のあり方について検討を行う。

### (対象者)

第5条 本事業における調査対象者は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 市内在住の小学4年生～中学3年生
- (2) 市内在住のすべての高校生世代（15歳～18歳）

### (個人情報の保護)

第6条 事業に従事する者は、事業実施により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、事業完了後及びその職を退いた後も同様とする。関係機関と個人情報を共有する場合は、個人情報の取扱いについて適切な手続きを経るものとする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、2026年（令和8年）5月1日から施行する。